茨城県院内臓器移植コーディネーター設置要項

第1 目 的

移植医療に関し、医療関係者への普及啓発及び臓器提供体制の整備並びに茨城県臓器移植コーディネーター(以下「県コーディネーター」という。)との連携等を推進することにより、県内における臓器移植の円滑な実施を図るため、茨城県院内臓器移植コーディネーター(以下「院内コーディネーター」という。)を設置する。

第2 業 務

院内コーディネーターの業務は次のとおりとする。ただし、臓器の移植に関する 法律(平成9年法律第104号)に定める臓器のあっせんは行わない。

- (1) 日常業務
 - (ア) 臓器提供発生時に備えた院内体制の整備
 - (イ) 所属する院内職員への移植医療に関する普及啓発
 - (ウ) 院内研修会等の開催
 - (エ) 県の臓器移植に関する研修会等への参加
 - (オ) 他院内コーディネーター及び県コーディネーターとの情報交換
- (2) 臟器提供発生時業務
 - (ア)公益社団法人日本臓器移植ネットワーク及び県コーディネーターとの連絡調整
 - (イ) 患者家族への対応
 - (ウ) 院内関係部署との連絡調整
 - (エ) その他院内対応を円滑に行うために必要な業務

第3 委嘱

院内コーディネーターは、医療機関の長の推薦を得て、知事が委嘱する。なお、 推薦にあたり職種及び人数は問わないものとする。

(1) 要件

院内コーディネーターの要件は、茨城県内における脳死下での臓器提供が可能な施設、もしくは心停止での腎臓提供が可能な施設に勤務する職員のうち、前条の業務を遂行できる者とする。

(2) 任期

院内コーディネーターの任期は、委嘱日の属する年度の次年度の末日までとする。 ただし、再任を妨げないものとする。

(3) 届出

医療機関の長は、院内コーディネーターとしての業務を行うことができない事 由が生じたときは、速やかに知事に届け出なければならない。

第4 推薦等の様式等

前条の院内コーディネーターの推薦及び委嘱は、「推薦書」(様式第1号)及び「委嘱状」(様式第2号)により行うものとする。

第5 その他

この要項に定めるもののほか、この要項の実施について必要な事項は保健福祉部長が別に定める。

付則

1 この要項は、平成26年4月1日から施行する。

茨城県知事

医療機関等名

代表者 印

推薦書

茨城県院内臓器移植コーディネーター設置要項第3の規定に基づき,下記の者を茨城県院内臓器移植コーディネーターとして推薦します。

 1
 於

 2
 生年月日

 3
 所属部署

 4
 取得資格